



議題 1

報道機関 各位

記者発表資料

平成24年9月26日(水)

問い合わせ先: 障害福祉課

担当: 小暮・滝沢・川松

電話: 829 1305

内線: 3055

高齢・障害者権利擁護センターが本格始動します

さいたま市では、4月に「さいたま市高齢・障害者権利擁護センター」を設置しましたが、このたび6ヶ月の準備を経て、本格的に業務を開始することになりましたのでその概要をお知らせします。

1 施設概要

本センターは、誰もが安心して地域で暮らせる社会の実現を目指す、「誰もが安心して長生きできるまちづくり条例」及び「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」の理念に基づき、高齢者や障害者に対する権利侵害に対して助言を行うとともに、一人で判断することが困難な高齢者や障害者に対して法人が成年後見を実施する高齢者及び障害者に対する権利を擁護する拠点施設です。

センターでは、新たに、区役所等に対し専門的な立場から適切な支援について助言する事業や、認知症や重度の障害の方々などに後見的支援を行う事業を行います。

また、既に実施している「日常生活自立支援事業」や「心配ごと相談」、「福祉サービス苦情相談」を効果的に組み合わせることで、高齢・障害者の方々の権利擁護の推進を図って参ります。

2 運営主体

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会に業務委託

3 センターの設置場所

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤9-30-22 浦和ふれあい館内

048-835-5280 Fax048-835-5282

4 センターの組織

組 織	所 掌 事 務	人 数
センター長	・センターの統括	1人
相談支援係	・権利擁護スーパーバイズ事業 ・福祉サービス苦情相談 ・心配ごと相談所運営	3人
利用援助係	・法人後見事業 ・日常生活自立支援事業	3人

5 10月から始まる事業の内容

事業名	事業の概要	
権利擁護スーパーバイズ事業	権利擁護相談支援	差別や虐待事案への対応について、区役所等の関係機関に対して、専門的助言を行います。
	専門性強化事業	区役所等の関係機関に対して権利擁護に関する医師や弁護士等による医学的・法的な立場からの助言を行います。
法人後見事業	法人後見活動	さいたま市社会福祉協議会が法人として後見人等となり、さいたま家裁から後見人等を受任します。特に親族後見が困難な市長申立事案や保有財産の少ない低所得の方の後見等を担当していきます。
	市民後見人養成事業	弁護士や司法書士などの資格は持たないが、社会貢献への意欲が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた後見人等の候補者を養成します。